

副学長の職務に関する事項

麗澤大学学則第 6 条の 2 第 2 項に基づき、副学長の職務について、以下のとおり定める。

- (1) 教育研究担当と学生担当の 2 名の副学長を置く。
- (2) 教育研究担当の副学長は、次の校務をつかさどる。
 - ①教養教育に関する事項
 - ②教職課程に関する事項
 - ③FD に関する事項
 - ④研究倫理及び研究費に関する事項
- (3) 学生担当の副学長は、次の校務をつかさどる。
 - ①学生生活及び学生の福利厚生に関する事項
 - ②寮教育に関する事項
 - ③学生の賞罰に関する事項
 - ④後援会に関する事項

以 上

**学部教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項
及び協議会で取り扱うものとして学長が定める事項**

麗澤大学学則第 10 条第 2 項第 3 号の「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項」について、以下のとおり定める。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 学生の単位修得に関する事項
- (3) 休学・自主退学等の学籍に関する事項
- (4) 学生の賞罰に関する事項
- (5) 教員の教育研究業績の審査に関する事項

麗澤大学学則第 11 条第 2 項第 3 号の「教育研究に関する重要な事項で、学長が定める事項」について、以下のとおり定める。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 自主退学等の学籍に関する事項
- (3) 学生の賞罰に関する事項
- (4) 教員の教育研究業績の審査に関する事項
- (5) その他全学的な重要事項

**研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項
及び大学院委員会で取り扱うものとして学長が定める事項**

麗澤大学大学院学則第 10 条第 2 項第 3 号の「教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項」について、以下のとおり定める。

- (1) 教育課程の編成及び研究計画に関する事項
- (2) 学生の単位修得に関する事項
- (3) 休学・自主退学等の学籍に関する事項
- (4) 学生の賞罰に関する事項
- (5) 教員の教育研究業績の審査に関する事項

麗澤大学大学院学則第 9 条第 2 項第 3 号の「教育研究に関する重要な事項で、学長が定める事項」について、以下のとおり定める。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 自主退学等の学籍に関する事項
- (3) 学生の賞罰に関する事項
- (4) 教員の教育研究業績の審査に関する事項
- (5) その他大学院に関する全学的な重要事項